

生態系保全に関する法制度及び動向

1. 環境政策の基本的枠組みにおける位置づけ

生態系保全に関する取組は環境基本法で位置づけられているほか、改定後の環境基本計画（平成12年12月22日閣議決定）及び新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日閣議決定）においては、化学物質対策に関して、人の健康の保護に留まらず、生態系に対する化学物質の影響の適切な評価と管理を推進することが明記されている。

（1）環境基本法

①基本理念

【第3条】環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

②施策の策定等に係る指針

【第14条】この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(参考) 【第2条第3項】公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

③環境基準

【第16条第1項】政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

④環境の保全上の支障を防止するための規制

【第21条】国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならぬ。

- 一 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
- 三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

(2) 環境基本計画（詳細については参考1）

第3部第1章第5節1（5）

化学物質と生態系の関係については、既に諸外国の化学物質関連法制度において人の健康に加えて環境の保護が目的とされ、また、化学物質の野生生物への内分泌かく乱作用の疑いが見られる影響が注目されるなど、人の健康だけでなく、生態系への化学物質の影響（生態系を構成する生物に対する影響を含む。）の重要性が認識されつつあります。このため、農薬を含めた様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れて化学物質対策を推進することが必要です。

第3部第1章第5節3（1）

人や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発を一層推進し、科学的知見の集積に努めます。この科学的知見に基づき、環境リスクの定量的評価を推進し、それと併行してリスク低減のための様々な取組を促進します。

このような取組に際しては、生態系への化学物質の影響の重要性を踏まえ、人の健康の保護という従来からの観点に加え、生態系に対する影響の適切な評価と管理を推進します。

(3) 新・生物多様性国家戦略（詳細については参考2）

第2部第1章5

人間は地球上の生物、生態系の一員ですが、他の生物に比して極めて大量のエネルギーを消費するなど、自然界に大きな影響を及ぼし得る、他の生物とは決定的に異なる存在でもあります。近代化とともに、人為の強度や範囲が急速に拡大した結果、生態系の破壊が進み、自然の一部である人間そのものの存続が脅かされるようになりました。自然と人間との調和ある共存を実現するための基本的考え方として、次のエコシステムアプローチの考え方を挙げます。

- ①人間は、生物、生態系のすべてはわかりえないものであることを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければなりません。
 - ②人間がその構成要素となっている生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則です。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直しが大切です。
 - ③科学的な知見に基づき、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性が決められる必要があります。
- これらの点は、2000年（平成12年）の生物多様性条約締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの原則を踏まえたものです。

第4部第2章第1節3

化学物質と生態系の関係については既に諸外国の化学物質関連法制度において人の健康に加えて生態系を含む環境の保護が目的とされ、また、化学物質の野生生物への内分泌かく乱作用の疑いが注目されるなど、生態系への化学物質の影響の重要性が認識されつつあります。

このため、わが国においても、従来からの人の健康の保護の視点に加えて、様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進します。

2. 個別法における生態系保全に関する取組

環境基本法、環境基本計画等を受けて、個別法においても様々な生態系保全に関連する取組がなされている（別表参照）。

最近では、「農薬生態影響評価検討会」が平成14年5月に取りまとめた第2次中間報告をもとに、農薬を登録申請する際の事前評価において、生態系の保全を視野に入れた評価手法を導入するための検討が行われている（参考3参照）ほか、「水生生物保全水質検討会」が平成14年8月に取りまとめた水生生物の保全のための水質目標値をもとに、水生生物保全の観点からの環境基準の設定等、環境管理施策の具体化に向けた取組が進められている（参考4参照）。

(別表) 生態系保全に係る法制度及び規制等の内容

法令	目的	主な規制等の内容
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進 ○環境の保全上の支障の未然防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の排出量・移動量の把握・届出 (P R T R) ○化学物質等の性状・取扱いに関する情報の提供 (M S D S) <p>【対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの など
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ○国民の健康の保護 ○生活環境の保全 ○被害者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場から公共用水域に排出する水について排水基準を設定し、排水規制 <p>【対象物質・項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (カドミウム、鉛、トリクロロエチレンなど) ○生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの (pH、BOD/COD、窒素、燐、フェノール類、クロムなど)
農薬取締法	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産の安定 ○国民の健康の保護 ○国民の生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内で販売される農薬について登録 (登録保留基準の設定) ○販売・使用の規制等 <p>【登録保留基準の設定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作物残留性、土壤残留性又は水質汚濁性とそれによる人畜への被害を生ずるおそれ、水産動植物の著しい被害が発生するおそれ <p>【使用規制の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作物残留性農薬 (エトドリンなど)、土壤残留性農薬 (ディエトドリンなど)、水質汚濁性農薬 (シマジンなど)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋環境の保全 ○人の生命・身体・財産の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶からの有害液体物質等の排出の規制等 <p>【対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海洋環境の保全の見地から有害である物質 (A類～D類) (アリル酸アル、クロベニゼンなど) など
自然環境保全法	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の適正な保全の総合的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○原生自然環境保全地域内における動物の捕獲・殺傷等、植物の採取・損傷等の禁止 ○野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲・殺傷又は採取・損傷の禁止 など
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた自然の風景地の保護 ○国民の保健、休養及び教化に資する 	<ul style="list-style-type: none"> ○国立・都道府県立公園の指定 ○公園計画 (保護規制計画) に基づき公園の風致景観の保護のため木竹の伐採等各種行為の規制 ○利用調整地区制度の導入・貴重な野生動物の捕獲制限等による生態系保全対策の充実 など
鳥獣の保護及び狩猟の適正化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○生態系に係る被害の防止 ○生物の多様性の確保・生活環境の保全 ○自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲の禁止、狩猟鳥獣の指定、狩猟場所等の規制 ○鳥獣保護区等の設定による鳥獣の保護・繁殖 ○特定鳥獣保護管理計画制度による科学的・計画的な保護管理 ○指定獣法禁止区域制度の導入による鉛製散弾の使用の制限 など
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内希少野生動植物種・緊急指定種の生きている個体の捕獲・採取等の禁止 ○国内希少野生動植物種の生息地等の保護に関する規制 など
南極地域の環境の保護に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○南極地域の環境の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ○南極哺乳類・南極鳥類の捕獲・殺傷等の禁止 ○生きている生物 (ウイルスを含む) の南極地域への持ち込みの禁止 など